

○津山工業高等専門学校人事選考委員会規程

平成 28 年 2 月 17 日
規 程 第 5 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校に、津山工業高等専門学校人事選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、校長の諮問に応じて、教員の採用、昇任及び非常勤講師の採用に係る選考に関して審議する。

2 校長は、当該候補者を選考するための委員会をその都度設置するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 校長

(2) 教務主事

(3) 当該系長

2 前項にかかわらず、校長が必要と認めたときは、その他の教員を委員とすることができる。

(委員会)

第 4 条 校長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 校長が必要と認めたときは、委員以外の者をオブザーバー（意見参考人）として参加を認め、意見を聞くことができるものとする。

(事務)

第 5 条 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。